

「ジェネリック医薬品のお知らせ」の送付について

当健康保険組合の令和 7 年度のジェネリック医薬品使用率は、91.9% (全国平均 91.7%) となり、皆様のご協力により医療費の削減へとつながっております。

本年度も 10 月下旬に、自己負担額の軽減が見込める方を対象に「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお送りいたしますので、引き続きジェネリック医薬品への切替えにご理解、ご協力をお願いいたします。

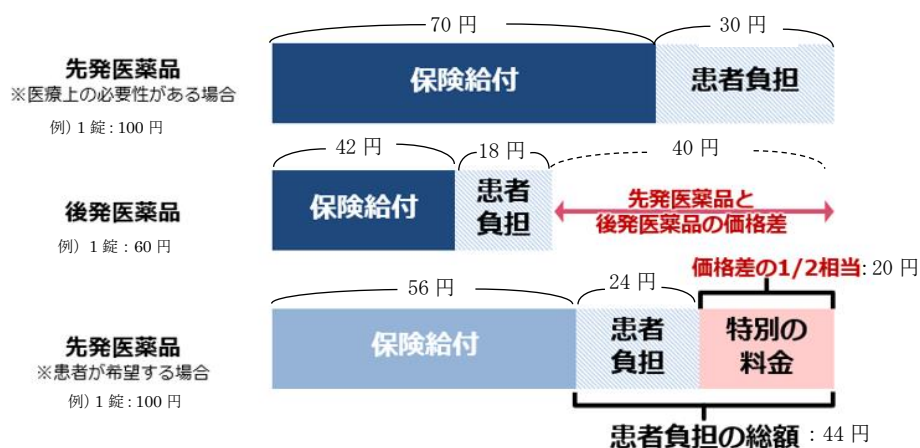
長期収載品の選定療養について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（選定療養）が加算されております。

『特別の料金』について、令和 8 年 6 月の法改正により、負担額が価格差の“4 分の 1”から“2 分の 1”へと引き上げられました。

自治体の子ども医療助成等を受けて、窓口負担がない場合でも、特別の料金（選定療養）は発生します。

※長期収載品とは、既に特許が切れている等でジェネリック医薬品が発売されている先発薬のことで、薬価基準に長期間収載されていることから「長期収載品」といいます。



詳しくはこちら↓
厚労省ホームページへ



※「特別の料金」は課税対象であるため、別途消費税がかかります。

※後発医薬品が複数存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

ご不明の点は給付課(TEL 03-3861-1853)までお問い合わせください。

もっと手軽に、もっと便利に！ 活用しようマイナポータル！！

マイナポータルは



こちら

～マイナ保険証の真価は、マイナポータルで完成～

01 入院で医療費が高額になった場合

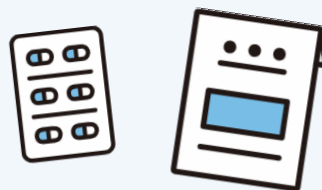
マイナ保険証なら、医療機関でオンライン資格確認ができるため、限度額適用認定証の事前申請が不要です。

自己負担限度額を超える分がその場で差し引かれます。



02 飲んでいる薬の名前を知りたい

過去の診療・お薬情報を正確に覚えていなくても、医師・薬剤師がデータで確認でき、よりよい医療を受けられます。これにより、予期せぬ副作用を未然に防ぐことができます。



03 医療費情報をいつでも・何度でも取得できる

マイナポータルの医療費通知情報は、診療月から2か月後の11日頃にいち早く取得・確認することができます。(12月診療分は、2月11日頃に確認可能)



04 医療費控除等の確定申告がスムーズに

医療費控除等の確定申告は前年1月～12月診療分の申告を行います。e-Taxと連携すれば、マイナポータルでダウンロードした医療費通知情報のファイルが自動入力されるため、確定申告がラクになります。



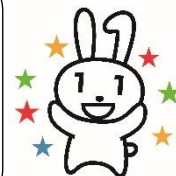
マイナンバーカードの有効期限をご確認ください

電子証明書は **5年ごと**、カード本体の更新は **10年ごと** に更新が必要です。

有効期限はマイナンバーカードの表面でご確認いただけます。

電子証明書の有効期限が記載されていない方は、マイナポータルにログイン後、トップページからマイナンバーカードを選択して確認できます。

詳細は
こちら⇒



「医療費のお知らせ」の今後の取り扱いについて

これまで書面で発行しておりました「医療費のお知らせ」につきまして、令和6年12月より健康保険証のマイナンバーカード一本化が実施され、マイナポータルから医療費の情報を取得できるようになったこと、また、医療情報のデジタル化を推進する国の方針を踏まえ、当健康保険組合では**令和10年1月の発行(対象診療月:令和8年11月～令和9年10月分)をもって送付を終了させていただきます。**

皆様にはご不便をおかけする場合がございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

マイナポータル連携を利用し、医療費控除の申請を行うこともできますので、便利なマイナポータルをぜひご利用ください。